

第2次喜多方市国土利用計画 【概要版】

喜多方市



第2次喜多方市国土利用計画の策定に当たって

第2次喜多方市国土利用計画とは

この計画は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条規定に基づいて策定されるものであり、喜多方市の市土利用に関する最も基本となる計画です。

国土利用計画は、全国計画、都道府県計画、市町村計画の3段階で構成されており、市町村計画である第2次喜多方市国土利用計画は、福島県国土利用計画を基本とし、「喜多方市総合計画」の基本構想に掲げられている『力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち』を実現していくための今後の市土利用に関する行政指針となるものです。

本市では、平成20年3月に第1次計画となる「喜多方市国土利用計画」を策定しており、平成28年で目標年次に達したことから、社会情勢の変化を踏まえ、「第2次喜多方市国土利用計画」を策定します。

なお、この計画は、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

喜多方市国土利用計画の役割

今後、農業振興地域整備計画などの個別の土地利用に関する計画を立てる時や見直しを行う時には、喜多方市国土利用計画を基本として、矛盾のないように各種計画を策定することになります。

国土利用計画は、直接土地利用に関する開発などの事業を推進したり、規制したりするものではありませんが、行政だけでなく民間の事業者にとっても、本計画が今後の土地利用の転換や開発を行う際のマスタープラン（教科書）として、適正な土地利用が展開されていくことが期待されます。

第2次喜多方市国土利用計画の目標年次

第2次喜多方市国土利用計画は、基準年次を平成27年（2015年）として、2026年を目標年次とします。

※数値などの把握の都合により、平成27年（2015年）を基準年次としています。



市土地利用の基本構想

市土地利用の基本理念

市土は、現在はもちろん、将来における市民のためのかけがえのない限られた貴重な資源であるとともに、生活や生産を通じた様々な活動における共通の基盤です。

このため、市土の利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図ります。

市土地利用の基本方針

喜多方市の土地利用に当たっては、市土利用をめぐる基本的条件の変化、市土利用における課題などを踏まえて、以下の4つを基本方針として掲げます。

1 適正かつ合理的な土地利用の推進

- 豊富な地域資源と多様な地域特性を活用しながら、豊かな自然がもたらす安らぎと潤いが、快適で安全な住環境、活力ある各種産業と密に連携することで、土地利用に関する計画の充実を図り、適正かつ合理的な土地利用を推進します。

2 土地利用の適正な保全と効率化

- 農林業による土地利用を含む農山村地域の土地利用は、農林業の生産活動と多面的機能の維持・発揮に配慮した適正な保全を図ります。
- 都市の土地利用は、自然環境の保全、災害防止に努め、計画的な土地利用のもと、土地の効率的利用、高度利用を行います。
- 土地利用の転換は、元の土地利用には戻せない点を考慮し、計画的かつ適正に行います。

3 自然環境との共生と歴史的風土との調和

- 安全性の確保、環境の保全、快適な環境の創造に配慮し、歴史的風土との調和、地域の自然的・社会的条件などを踏まえた良好な景観に配慮した美しい市土の形成を図ります。

4 住民との協働による市土づくり

- ゆとりと潤いのある生活空間を形成するため、地域資源の重要性とその効果的な活用について、住民と行政の協働とまちづくりの視点に立った土地利用計画の策定に努めます。



市土地利用の基本構想



市土地利用の基本方向

◆地域類型別◆

都市

- 市街地は、市街地とその周辺の地域を結ぶ地域公共交通ネットワークの充実により、良好なアクセスの確保を図ります。また、土地利用の高度化と空き地などの低未利用地の有効利用や地域との連携促進により効率的な土地利用を図ります。
- 市街地周辺部は、農業的土地利用に配慮し、無秩序な市街化の進行を防止することにより、計画的な土地利用を図ります。
- 交通体系の整備により、幅広いネットワークを形成するとともに、豊かな自然環境との調和を図ります。
- 道路や公園の機能を生かした災害に強い都市構造の形成に努めます。
- 雪に強い地域づくりを推進するため、克雪・利雪に配慮した土地利用の促進を図ります。



農山村

- 地域特性を踏まえた良好な生活環境の整備を推進します。
- 多様なニーズに対応した農林業の展開、地域資源を生かした産業の振興、6次産業化の取組や都市との機能分担や連携・交流により、農山村の活性化と機能の向上と魅力ある農山村の形成を図ります。
- 効率的で安定的な農林業経営の育成を進めることにより、優良な農用地及び森林を確保しその保全に努めます。
- 地域住民、農業法人、NPOやボランティア団体を含む多様な主体の参画により適切な管理を図ります。
- 野生鳥獣による被害防止対策を推進します。
- 雪に強い地域づくりを推進するため、克雪・利雪に配慮した土地利用の促進を図ります。



自然維持地域※

- 自然環境の保全を第一として、維持すべき地域については積極的な保全を推進します。
- 自然の特性を踏まえ、自然体験・学習などの自然との触れ合いの場としての利用を図ります。



※ 国立公園の磐梯朝日国立公園や県立自然公園の只見柳津など、優れた自然環境を有している地域

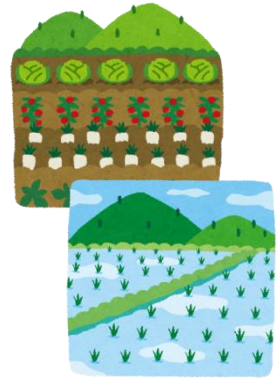


市土地利用の基本構想

◆利用区分別◆

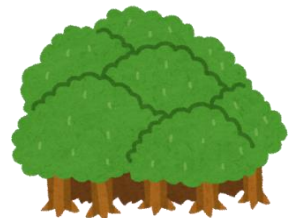
農用地

- 意欲ある担い手への農地の集積・集約を進めます。
- 農業振興地域整備計画を適切に運用・管理し、農業生産基盤整備事業により整備された優良農用地を確保します。
- 耕作放棄地などの低未利用農用地は、適正な管理と多様な主体による利用促進により、積極的な活用を図るとともに、未然防止に努めます。
- 農用地の持つ市土・自然環境保全・景観、水源涵養などの多面的機能の維持・向上を図るため良好に管理します。
- 環境への負荷の低減に配慮し、自然環境と調和した農業生産を促進します。



森林

- 市土・自然環境の保全、水源涵養、保健・休養、レクリエーションなどとして公益的機能や、生物多様性の保全、木材生産などの経済面といった様々な面での機能の発揮に必要な森林を確保しその保全を図りつつ、木材や木質バイオマスなどの森林資源の有効活用を図ります。
- 保安林をはじめとする公益的機能の高い森林については、他の利用目的への転換を抑制します。
- 市街地及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、緑地としての保全及び整備を図ります。
- 里山などの森林は、森林の多面的機能を生かしつつ、保健・休養、レクリエーションの場として多目的な利用を図ります。



原野

- 湿原や水辺植生・野生動植物の生息地など、優れた自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持などの観点から保全を図ります。



水面・河川・水路

水面 ●自然環境の保全及び農業用水などの確保のため極力保全を図ります。

河川 ●計画的な治水対策を促進し、河川氾濫地域における安全性の確保に努めるとともに、水質の保全及び改善を図ります。

- 自然環境の保全や景観への配慮に努め、豊かで潤いある水辺空間の創造を図ります。

水路 ●生活環境の向上を図るため、生活排水路の整備を推進します。

- 自然環境の保全に配慮しつつ、農業用排水路などの計画的な整備を図ります。





市土地利用の基本構想

道路

一般道路

- 市土の均衡ある発展を図るため、国道 459 号、主要地方道喜多方西会津線、都市計画道路坂井四ツ谷線、市道豊川・慶徳線などの整備を促進します。
- 上記の道路と一体となって各地域を結ぶ幹線道路、都市の骨格を形成する道路、地域の活性化などを支援する道路などの必要な用地確保と整備を進めます。
- 整備に当たっては、道路の安全性、快適性の向上、ユニバーサルデザインの推進、冬期間の市民生活の安全と経済活動の確保のための消雪施設などの充実を図ります。



農林道

- 林道北塩原・磐梯線などの整備を促進します。
- 農林業の生産性の向上及び生産基盤の適正な管理、運営に資するため、必要な用地の確保を図ります。
- 施設の適正な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図ります。



宅地

住宅地

- 生活関連施設の整備を進めます。
- 市民の住宅に対する多様なニーズに対応した計画的な用地の確保を図ります。
- 整備に当たっては、空き家や空き地の有効利用を促進するとともに、自然景観との調和、自然環境の保全に十分配慮した整備を図ります。
- 地域の自然的・社会的特性を踏まえ、災害に関する土地利用を推進します。



工業用地

- 地域環境や自然環境との共生に配慮しながら、工業用地の確保を図り、喜多方綾金工業団地の整備を推進します。
- 既存の工業団地における未利用地は、新たな企業の誘致などにより有効活用を図ります。
- 工場移転や操業停止などによって生ずる工場跡地は、良好な都市環境の整備などのため、新たな企業の誘致を推進し有効利用を図ります。



その他の宅地

- 商業・事業所用地は、中心市街地における商業の活性化及び良好な環境の形成に配慮し、経済のソフト化・サービス化の進展に伴う商業・業務施設の立地、商業基盤施設の整備、情報通信施設の立地など適正な配置に努めます。
- 郊外への大規模集客施設の立地は、中心市街地の衰退により低未利用地が増加するなど、都市構造への影響が広域的となることを踏まえ、適正な立地を図ります。





市土地利用の基本構想

その他

公用・公共用施設の用地

- 市民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の計画的な確保を図ります。

低未利用地

- 市街地における低未利用地は、防災のためのオープンスペース、公用・公共用施設用地、居住用地、事業用地などとして有効利用し、良好な市街地形成を図ります。
- 農山村における耕作放棄地は、適正な管理と多様な主体による利用促進により、農用地としての有効利用を図ります。
- 農用地への復元が困難な耕作放棄地は、森林への転換など地域の実情に応じて農用地以外への転換による有効利用を図ります。

市土の利用区分ごとの規模の目標

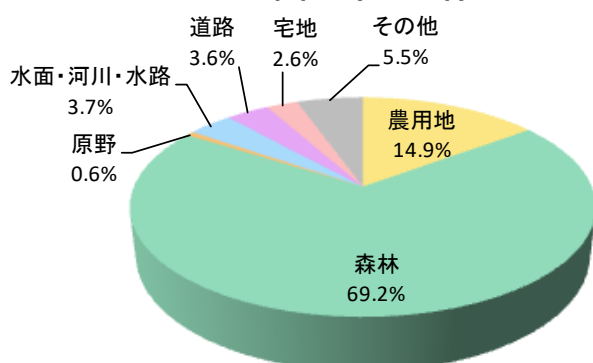
市土の利用区分ごとの規模の目標は、利用区分別の市土の利用の現況と変化についての調査に基づいて、将来人口などを前提として、利用区分別に将来の地域形成に対応する必要面積を予測し、土地利用の実態との調整を図り設定するものとします。

利用区分	面積		目標値の設定の概要
	基準年次 (2015年)	目標年次 (2026年)	
1 農用地	8,240 ha (14.9%)	8,232 ha (14.8%)	道路及び宅地への転換により、8ha減少する見込みで8,232haと設定します。
2 森林	38,391 ha (69.2%)	38,383 ha (69.2%)	道路への転換により、8ha減少する見込みで38,383haと設定します。
3 原野	331 ha (0.6%)	320 ha (0.6%)	水面・河川・水路、道路、宅地及びその他への転換により、11ha減少する見込みで320haと設定します。
4 水面・河川・水路	2,061 ha (3.7%)	2,058 ha (3.7%)	道路への転換や原野からの転換により、全体で3ha減少する見込みで2,058haと設定します。
5 道路	1,978 ha (3.6%)	2,000 ha (3.6%)	道路以外の6つの利用区分からの転換により、22ha増加する見込みで2,000haと設定します。
6 宅地	1,418 ha (2.6%)	1,425 ha (2.6%)	道路への転換や農用地及び原野からの転換により、全体で7ha増加する見込みで1,425haと設定します。
7 その他	3,044 ha (5.5%)	3,044 ha (5.5%)	道路への転換や原野からの転換はあるものの、大きな変化はない見込みで3,044haと設定します。
合計※1	55,463 ha	55,463 ha	
市街地	442 ha	442 ha	

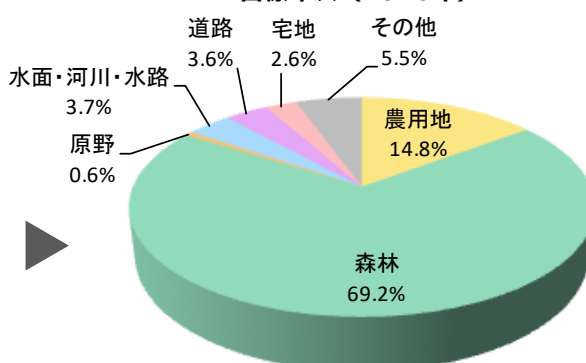
※1 面積値の合計は市土面積としているため、四捨五入の都合で利用区分別の面積の合計値と合わないことがあります。

※2 () 内に示す構成比は、合計(市土面積)当たりの各利用区分面積の割合を四捨五入した値のため、小計や合計と一致しない場合があります。

基準年次 (2015年)



目標年次 (2026年)



喜多方市全図

第2次喜多方市国土利用計画 土地利用構想図

